

第8期 第8回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（14人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（17件）
 - 議案第 25号 農地法第3条の許可申請について（11件）
 - 議案第 26号 農地法第5条第1項の許可申請について（5件）
 - 議案第 27号 農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定への意見について（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、ご起立ください。

姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。10番〇〇委員より欠席のご連絡をいただいております。4番〇〇委員につきましては遅れております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は下林の〇〇推進委員が出席しております。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

寒い日が続いておりますが麦も進んでおります。今日は総会の後に合同会がございますので、早速第8回の農業委員会総会に入りたいと思います。

今回の議案は17件となっております。

それでは只今から第8回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、5番〇〇委員さん、6番〇〇委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第25号農地法第3条の許可申請について、11件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第25号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、243㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は13,049㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図8ページをご覧ください。〇〇さんは非農家で農業をする人もいないことから、以前から耕作しておられました〇〇さんとの売買がお父さんの代から

話ができおり今回申請に至ったとのこと。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、107㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は7,869.93㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は9ページをご覧ください、〇〇に向けて上がるところの高速の高架下です。〇〇さんは元々こちらにお住まいでしたが現在は市外に居住しているため、今後戻ってきて農業を行う予定もないことから〇〇さんと売買で話がまとまったとのこと。申請地は面積が僅少で〇〇さんのご自宅のすぐ北側であることから耕作も問題ないとのこと。特に問題ないと思われますのでよろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目、4番目の案件につきましては、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、696㎡。同所同字〇〇番〇、田、965㎡。計2筆で合計面積は1,661㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は13,758㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、4番 譲渡人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、671㎡。〇〇番〇、田、828㎡。計2筆で合計面積は1,499㎡です。権利内容は売買です。作付作物以下は同じです。よって、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんと〇〇委員さんとなりますので、まずは〇〇委員より確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

3番の件ですが、〇〇さんは市外にお住まいでして、申請地も荒廃している状況でして、今回〇〇さんと売買で話がまとまったとのこと。場所は〇〇地区の西端になりまして、東側に〇〇さんの事務所があります。申請地は水稻をされるとのことです。以上です。

○議長（会長）

続きまして、〇〇委員さんより確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

4番の案件につきましては、場所は〇〇沿いです。〇〇さんから〇〇さんに農地を購入してほしいと相談したところ、申請地では苗木を栽培したいとのことから売買で話がまとまったとのこと。今後も規模拡大を考えているとのこと。特に問題ないと思われますのでよろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説

明願います。

○事務局

5 番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、70㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は48,876㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図12ページをご覧ください。申請地の東が〇〇さんの耕作地でございまして、農道が狭いことから申請地を通して進入しておりました。今後も耕作していくなかで、申請地がほかの人に売買されてしまえば耕作地に進入できなくなってしまうため、農地を購入したいと申し出たところ売買で話がまとまったとのことです。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目、7番目の案件につきましては、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

6 番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,372㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、イチゴです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、父、祖母の常時3人です。耕作面積は12,202㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、7 番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,119㎡です。権利内容は贈与です。作付作物以

下は同じです。よって、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますが、まだ来られてないため事務局より説明をお願いします。

○事務局

説明いたします。6番の案件につきまして、地図13ページをご覧ください。場所は〇〇の南で〇〇の西です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。続きまして、7番の案件につきまして、地図14ページをご覧ください。場所は〇〇の南で〇〇付近です。譲渡人と譲受人の関係は祖母と孫の関係です。6、7番の申請地はすでに〇〇さんが貸借して耕作しておりまして、〇〇番〇では水稻。〇〇番〇は隣接する西側の農地と一体でイチゴをハウスで栽培しております。〇〇さんは認定農業者ですし特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,093㎡。外5筆で計6筆。合計面積は7,460㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は62,170.02㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、まだ来られてないため事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図15、16ページになります。場所は〇〇の南で、〇〇の東西にあります。譲渡人の農地の一部を〇〇さんがすでに耕作しておりまして、〇〇さんは高齢で農業をする人もいないことから、耕作人の〇〇さんに相談し、農地を売買することとなりました。〇〇さんは認定農業者、〇〇の中心経営体となります。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、畑、1, 124㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、軽トラックを所有しており、トラクターは農協から貸借するとのことです。労働力は、本人、夫、常勤職員の常時4人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年2月27日13時30分から、〇〇委員さん、〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から農業に興味があり、今般の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に本格的に農業に従事したいとのことから売買することとなった。耕うん機、草刈機を所有しており、トラクターをJAで貸借するとのことです。年間を通して季節野菜を中心に作付けし、運営する組合で外国人技能実習生の講習をしているため、収穫した野菜については組合で使用する。また、収穫量が増加すれば産直市への出荷を予定しているとのことです。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、法人による取得ではございません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事する。また、常勤の組合職員数名も農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し

合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますが、まだ来られてないため事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図17ページになります。場所は〇〇の南で〇〇の北です。〇〇さんは高齢で農業ができないことから、〇〇さんが申請地については管理しておりまして、今般の法改正により下限面積が廃止され僅少面積でも農地を取得できるようになったことから申請に至りました。〇〇さんは向かいの土地で外国人技能実習生の講習施設を経営されておりまして、収穫した野菜については施設で使用するとのことです。また外国人技能実習生も農繁期に導入し農業をされるとのことです。特に問題ないと思われまのでよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,912㎡。同所同字〇〇番〇、田、1,961㎡。計2筆で合計面積は3,873㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定10年です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人、妻の常時2人で、農繁期に増員予定1人。雇用予定2人です。耕作面積は松山市で35,925㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年2月29日16時から、〇〇委員さん、〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、松山市で農業に従事しており、規模拡大のために農地を探していたところ知人の紹介により、農地を賃貸借することとなった。農業に必

要な農機具については所有しており、1年を通じて米、野菜を有機栽培し、収穫物についてはすでに取引している販売先への出荷を予定している。今後、〇〇地区で農地を集約し経営規模拡大を考えているとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、法人による取得ではございません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間300日間程度農業に従事し、農繁期に1人増員予定で2人を雇用する予定です。また、常勤の組合職員数名も農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

申請地は〇〇というところでして、本人にお会いして面接したのですが無農薬でお米と野菜を作付けし、規模拡大をしていきたいとのことでした。前回の農業委員〇〇さんに今回の農地について紹介していただいたとのこと。すでに松山市でも耕作されておられますし、販売先もしっかりしているため、特に問題ないと思われます以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、11番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

11番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、1, 263㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、噴霧器、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は5, 664㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとすることで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可

要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

申請地と一緒に立会いたしまして、譲渡人から譲受人に土地を購入してほしいと話が あったことから売買で話がまとまったとのこと。特に問題ないと思われます。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ご ざいませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の許可 申請について 5 件を議題とします。まず、12 番の案件につきまして、〇〇委員が貸付 人となっておりますので、退出をお願いします。

（〇〇委員退出。）

事務局より説明願います。

○事務局

議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の許可申請についてご説明します。

12 番 貸付人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、224㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農 地区分は第 1 種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は農家住宅。権利内容は使 用貸借権設定 30 年です。開発許可は不要です。この案件につきましては令和 5 年 8 月 9 日に開催された第 1 回総会において、除外意見決定済の案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますが、まだ来られてないため事 務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図 20 ページをご覧ください。申請地すぐ北側が〇〇さんの家でして、〇〇集落内 の宅地に囲まれた農地の一角でして、〇〇に面した農地です。地目は田ではございます が、昔は温室でみかんを育てていたとのことですが、今は倉庫として利用しております。 今回そのハウスを取り壊して〇〇さんの娘の農家住宅を建築されるとのこと。以上 です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見 ・ 質問 なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。（〇〇委員入室）

続きまして13番の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

13番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、309㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権設定35年です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図21ページをご覧ください。申請地の南側に〇〇さんのご自宅がございます。〇〇さんは〇〇さんの娘さんのご主人さんでして、ゆくゆくは農業をおこなっていきたいとのことをお聞きしております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見 ・ 質問 なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして14番の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

14番 譲渡人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇 〇 〇〇。土地は、〇〇番、畑、739㎡で外6筆計7筆。合計面積は5,085㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は社員用共同住宅3棟、駐車場、緑地帯、通路、駐車場。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては、10月5日除外意見決

定済の案件です。

別紙3をご覧ください。1枚目が土地利用計画図となっております。会社の社宅として共同住宅を3棟建設する予定でありまして、1棟24戸の3棟で72戸のシングルルームの建築となります。建物の階数は2階建てで共用部分が階段、通路部分となっております。土地面積は農地転用許可面積と一体利用地の宅地の面積と合わせまして全体の面積は5,440㎡でございます。

土地利用計画平面図の道路部分や緑地、駐車場、駐輪場、防火水槽を設置する計画でございます。開発区域内にある農道水路につきましては、地元吉久土地改良区の同意を得ておりますが、申請地の東側、北側、西側の外周に沿って付替えをする計画となっております。

2枚目をご覧ください。開発区域の全体図となっております。赤枠の範囲が開発の区域で黄色線が一体利用地の宅地となります。緑色線は農地の筆界を記しております。所有者は〇〇さん一人となります。説明は以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は22ページになります。事務局から説明のあったとおり、〇〇の従業員の社宅として共同住宅を建築したいとのことから申請がありました。私自身が心配していたのが、申請地西側に農地がありまして、その農地のための水路が申請地内にございましたので、転用することで水の供給ができなくなるのではないかと懸念がありましたが、北側に水路の付替えを行うことで水の供給ができるということで、改良区も承認を得ております。周辺の住宅の皆さんにも説明は行うとのことでした。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

今回の転用目的はずっと社員住宅で間違いないでしょうか。

○事務局

除外時に確認はしておりますが、社員専用ではなかったら一般用に貸し物件となりますので、除外面積の理由がなりたたなくなります。申請人の〇〇さんは従業員が83名で、これから100名以上に増やしていく中で、市外在住の方や外国人技能実習生を入居させるとの目的から72戸必要とのことでした。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして15番の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

15番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、950㎡。外42筆で計43筆。合計面積は38,734㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は工業団地。権利内容は所有権移転です。開発許可は必要です。なお、この案件につきましては令和4年4月7日委員会で除外意見決定済の案件です。最終的に令和4年9月27日付で12条公告し、除外の手続きは完了しております。

また、別紙4に工業団地整備事業の説明図を用意しておりますので、ご覧ください。場所は議案地図23ページをご覧ください。場所は〇〇が高速と交わるところの〇〇の東側で、河川と高速、〇〇に囲まれた土地になります。ここで本日は事業課でございます都市整備課の大北係長に出席していただいておりますので、大北係長から事業の概要を説明していただきたいと思います。大北係長お願いします。

○都市整備課 大北係長
概要説明

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

先ほども説明がございましたが、〇〇と〇〇、〇〇に囲まれた農地でございまして、周辺への影響はないと考えられます。被害防除措置についても確認しております。特に問題ないと思われます以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして16番の案件につきまして事務局より説明

願います。

○事務局

16番 貸付人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。借受人 伊予市〇〇番地 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、849㎡。同所同字〇〇番〇、田、853㎡。計2筆で合計面積1,702㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は農用区域内農地。農用区域は農用区域内。転用目的は残土及び資機材置場。権利内容は賃貸借権設定3年です。開発許可は不要です。四国山地砂防事務所発注工事に伴う一時転用の案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は24ページをご覧ください。申請地は〇〇向けて上がっていく道の小学校よりに位置しております。申請地左下に〇〇さんという家がございます、その西側に谷がございます。そこに堰堤を作る工事のための道をつけておりまして、その残土置場として申請地をお借りしたいとのことで申請がありました。地図上は2筆となっておりますが、現況は1筆となっております。一時転用の案件ですので特に問題ないと思います以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第24号、農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定に対する意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第27号の資料をご用意下さい。この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者（耕作者）の間に入って農地の貸し借りを行う事業です。

本日は、県営ほ場整備事業の一環として、一時利用地の指定を行うものです。ほ場整備事業においては、登記等は工事を含めたすべての事業が完了した後に行うこととなっております。

今回、以下の方から農地の貸借を行いたいと申出がありましたので、審査をお願いします。

1 番 ○○さんの農地を○○さんに貸し付けます。1 ページに集積計画が掲載されております。場所は、○○番、田、面積 1 3 5 1 m²、○○番○、田、面積 1 0 4 0 m²、○
○番○、田、面積 1 1 0 3 m²です。

続いて、2 番 ○○さんの農地を○○に貸し付けます。2 ページに集積計画がございます。場所は、○○番○、田、1 1 3 9 m²です。3 ページに地図がございます。

本日は、以上 2 件になります。審査をお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

○委員

貸付人と借受人が同一なのはなぜなのでしょう。

○事務局

県営ほ場整備事業の要件といたしまして、中間管理機構を通さなければならないこと
となっていることから、貸付人＝借受人であったとしても手続きが必要となっております。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします

本日の議案審議については、17 件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和 6 年 4 月 9 日となっております。

以上で第 8 回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。